

## 雇用促進税制の創設

この雇用促進税制は、4月から実施の予定でしたが、震災の影響で6月下旬に成立しました。企業が事業年度内に5人以上(中小企業は2人以上)かつ、従業員10%以上採用人数を増やした場合、1人当たり20万円の税額控除が受けられます。平成23年度は10月末までに公共職業安定所へ雇用促進計画を提出する必要があります。税制上の優遇措置ですが、事業主都合による離職があった場合には適用が受けられませんので留意する必要があります。なお、適用期間は平成25年度末(平成26年3月31日)までの時限立法になっています。雇用関連の助成金ではないのですが、間接的には企業のキャッシュが増えるということでご紹介します。

### ●雇用促進税

#### ①雇用増加要件

・雇用保険一般被保険者数が、10%以上、かつ、その増加人数が5人以上(中小企業者等は2人以上)であること。  
被保険者数20人以下の中小企業なら被保険者2人の増加でクリアです。

※雇用保険の一般被保険者とは…

1週間の所定労働時間が20時間以上で、かつ、引き続き31日以上雇用見込みがある者を言います

#### ②離職事由による要件

・事業主都合による離職者がいないこと

#### ③給与額増加に関する要件

給与増加額が左記計算式で求めて得た額以上であること

$*前事業年度の給与額 \times 雇用者増加率 \times 30\%$

例えば、左記のようなケースがあつたとしましょう。

・前期の給与総額が4000万円(従業員10人)  
・当期の給与総額が4500万円(従業員12人)

この場合…

\*給与増加額

|| 4500万円 - 4000万円 || 500万円

\*前事業年度の給与額 × 雇用者増加率 × 30%

|| 4000万円 × 2人 ÷ 10人 × 30%

|| 240万円

給与増加額500万円に対し、計算式で得た額は240万円なので要件を満たすこととなります。

### ●手続

#### その①

・企業は、事業年度開始後2ヶ月以内に、目標の雇用増加数等を記載した【雇用促進計画】を作成し、公共職業安定所に届出る。

#### その②

・企業は、当該事業年度終了後2ヶ月以内に、公共職業安定所により、雇用促進計画の確認を受ける。

事前の計画と、事後の確認の作業が必要となります。

### ●税額控除額

右記の「一定の要件」を満たしている法人は、

\*税額控除額

|| 雇用保険一般被保険者の純増人数 × 20万円

\*税額控除限度額

|| 法人税額の10%(中小企業者等は20%)

とされています。

なお、法人税での税額控除後の税額に法人税割の税率が適用され間接的に法人住民税も減税することが予定されています。この制度自体、たいしてインパクトのあるものではないですが、雇用増の同一人物について雇用関連助成金の受給要件を満たした場合は、併給が可能と思われます。特定求職者雇用開発助成金であれば、1人につき90万円(短時間労働者は60万円)ですから、対費用効果を考えた場合、どれだけの企業が魅力的に映るでしょうか…。

赤井労務マネジメント事務所  
社会保険労務士 赤井孝文  
URL <http://www.6064.jp>